

○財務省告示第三百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十一月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競

各申込みのうち応募利回りの低

八 最 額 面 金
 九 振 替 単 位
 十 一 発 行 行 日
 十 二 利 率
 十 三 の 経 過 利 子
 払 込 み

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成二十五年十一月二十八日

六 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 九 十

年 一 九 九 一 年 一 月 九 日
 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は、払込金額に
 式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{69}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座

に つ い て は、前記(一)の算式に
 よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
 額 に 百 分 の 二 十 三 五 を 乗
 じ た 金 額 (お だ し、三 一 五 を 乗
 を 発 行 時 に お い て、外 国 債
 が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 等
 の 場 合 に は、前記(一)の算式に
 よ り 算 出 し た 金 額 に 適 用 を 受
 け る 所 得 税 の 税 率 を 乗 じ た 金
 額) を 控 除 す る こ と が で き る。

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成六十五年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年十一月二十八日